介護保険



年月日が平成14年4月2日か年間に該当するお子さん(生

20年度で

小学校就学前3

ら平成17年4月1日まで)で、そのお子さんが第2子以降である場合に、3万6千円を支給するものです。該当の方には4月に案内を送付しましたが、対象となるのに案内が届いていないという方は、お問い合わせください。

機)の操作や手数料の振りが、ATM(現金自動預払が、ATM(現金自動預払が、ATM(現金自動預払 にありません。もし、込みを求めることは、 と数えます。ら年齢順に第1子・ 2 年 ·ません。 もし、

**※**第2子 の子ども m順に第1子・第2子4月2日以後)の中かども(生年月日が平成 の判定は、 18歳以下

ないようにしましょう。自分で持ち帰り、海を汚の残りなどのごみは、必どこール袋、釣り糸、ラ

海を汚さ

必えざ

\*問合せ先

消防本部警防課

◆家庭のごみを持ってきて海に捨てたり、燃やしたりしないでください。 は著を加えたり、つながったりしないでください。 大質に指でから、つながったりしないでください。 たりしないでください。 問合せ: 天候や海の状況に注意りは、やめてください。 3 K

き

午前6時

消防団実戦操法大

な電話

がかかってきた場合

ところ

消防団対抗実戦操法大会品防署グラウンドにおい 防署グラウンドにろ 消防署グラウン

救急救助な

すぐに市役所または

「子育て応援特別手当」 にて つ応 い援

福祉課児童福祉

お済みでする

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

申請は

担当(内線75) りを楽しむ皆さん 漁業者にと を守りましょう

の場では、なり 日への **海のルールを守って、楽しクリエーションの場です。** 日への活力を得る健全なレ 皆さんにとって あり、 り場です。 か がえのなって生産

お願

◆アワビ、、 ◎海のルー らないでください。禁止されていますので、捕ている水産動植物の捕獲はの共同漁業権の内容となっ 空き缶、 サザエ、 **/をしま** たばこの吸い しょう。 初の捕獲はカキなど 殼、

4

季消防総合訓

を除く)

Ĺ

を除く)を訪問し、具がすべての住宅8月末までに、3

、設置状況 (共同住宅

3 名

と予定を聞き取り調査します

で、ご協力を

お願

しま

き

全域にサ ょうご注意ください 訓練では、いかミュー また、 で 7月5日旧 午前5時~ 上ろ 中川原地内 ほたる いかミュージアム付近一帯 いかミュージアム付近一帯 いかミュージアム付近一帯 いかミュージアム付近一帯 いかミュージアム付近一帯 いた、消防車や救急車がサ レンを鳴らして走りますの レンを鳴らして走ります。  $\nu$ 

し海

き 10

時 40

ところ 内

金担当の 当(内線21 先ます。 総務課定額給付 5 2 り が多いようです。 住宅用火災警報器の設置が

火の元 に 調査を実施-にらめっ子」 に き取り 器報器 7

は、忘れずにお早めの申請を す。まだ申請されていない方 す。まだ申請されていない方 す。まだ申請されています。

といます。といます。 消防本部警防課

## 第1号被保険者(65歳以上の方) の介護保険料改定のお知らせ ~ 介護保険料が変わります ~

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスにかかる費用や滑川市における 被保険者数の見込みなどを基に、3年ごとに見直しが行われます。

今回の見直しで、平成21年度から平成23年度の保険料基準額(月額)は、 4,292 円となります。

また、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料設定にする ため、所得段階がこれまでの7段階から9段階区分に変更となりました。

平成 21 ~ 23 年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方	基準額× 0.4	20,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が 80万円以下の方	基準額× 0.5	25,800 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	基準額× 0.7	36,100 円
第4段階	本人は住民税非課税だが世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年 の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額× 0.85	43,800 円
第5段階	本人は住民税非課税だが世帯の誰かに住民税が課税されていて、第4 段階以外の方	基準額	51,500円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	基準額× 1.1	56,700 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円 未満の方	基準額× 1.25	64,400 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 250 万円 未満の方	基準額× 1.5	77,300 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 250 万円以上の方	基準額× 1.75	90,100 円

(注) 年度途中で 65 歳になられた方や転入された方は、その月から月割りでの賦課となります。

## ◆介護保険料の納め方

年金からあらかじめ天引きされる「特別徴収」と口座振替または納付書で納めていただく「普 通徴収」があります。なお、特別徴収と普通徴収を被保険者自身が選択することはできません。 7月中旬に、一年間の介護保険料決定通知書または介護保険料納入通知書を発送しますので、 保険料と納付方法をご確認ください

## <4・6月の年金からすでに天引きされている方>

上記の保険料は、平成 21 年 10 月の本徴収より適用されます。(4・6・8 月の仮徴収は旧保険料を適用) ただし、年度の前半(仮徴収)と後半(本徴収)で納付額の差が生じる場合、8月の徴収額を変更し、保 険料の平準化(前半と後半の徴収額をほぼ均等にすること)を行います。これにより、8月の徴収額が大 幅に増額または減額になる場合がありますが、今後の各期の納付額をほぼ均等にするための調整ですので ご了承ください。



社会保険庁などから送付される「年金振込通知書」に記載の介護保険料額と、滑川市 から送付する「介護保険料決定通知書」に記載の介護保険料額が一致しない場合があり これは、社会保険庁などが年金振込通知書を作成する時点で、市町村と社会保険 庁などとの情報交換スケジュールの都合上、介護保険料額の変更をすぐに反映できない ことによるもので、滑川市から通知している介護保険料決定通知書が決定額となります。

問合せ先 税務課(内線233・234)